

MY企業年金通信

No. 2017-04

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【DB関連】確定給付企業年金制度の2016年度財政決算結果について	厚年基金	DB	DC	その他

当社に幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）制度のうち、2016年度（2016年4月末日～2017年3月末日が事業年度の末日となる事業年度）に財政決算を実施した本則基準449制度、簡易基準533制度、合計982制度について、結果を集計しました。

ポイント

○時価ベース利回りは、本則基準で平均1.04%（予定利率の平均は2.24%）、簡易基準で平均1.20%（予定利率の平均は2.05%）でした。（1. 予定利率と時価ベース利回りをご参照ください。）

○継続基準の積立比率は、本則基準で平均1.12、簡易基準で平均1.05でした。また、基準抵触に伴い財政再計算を必要とする制度の割合は、本則基準で約0.9%、簡易基準では0.0%でした。（2. 継続基準による検証をご参照ください。）

○非継続基準の積立比率は、本則基準で平均1.60、簡易基準で平均2.08でした。また、非継続基準に抵触したDB制度の割合は、本則基準で約7.6%、簡易基準で約0.8%でした。（3. 非継続基準による検証をご参照ください。）

本資料では、DB制度のうち、確定給付企業年金法施行規則（以下、「規則」といいます。）第52条に規定する簡易な基準に基づくDB制度を「簡易基準」、それ以外のDB制度を「本則基準」と略称します。

なお、当社でお引き受けしている「簡易基準」では、積立不足（運用利回りと予定利率の差によるものを除きます）が生じにくい制度設計になっています。

1. 予定利率と時価ベース利回り

(1) 予定利率

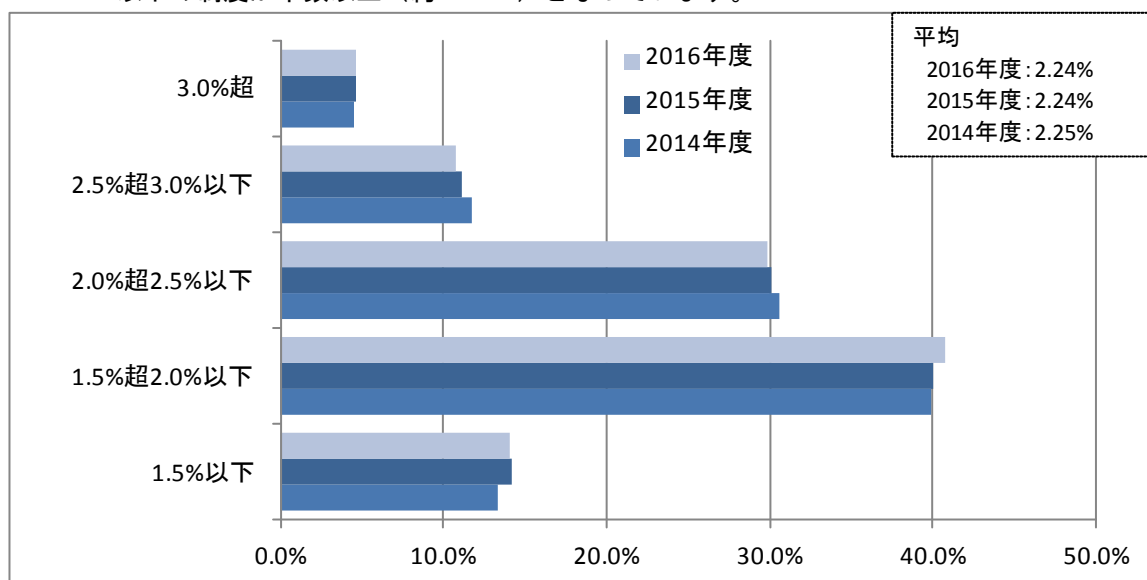
予定利率は、規則第43条第2項第1号に、「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする」と定められており、財政計算時に掛金を算定する際の計算基礎のひとつです。

2016年度の財政決算で使用している予定利率の集計結果は以下のとおりです。

○本則基準

2016年度の平均は2.24%となりました。前年度と同じ結果ではありますが、今なおわずかながら低下傾向が見られます。

2.0%以下の制度が半数以上（約55%）となっています。

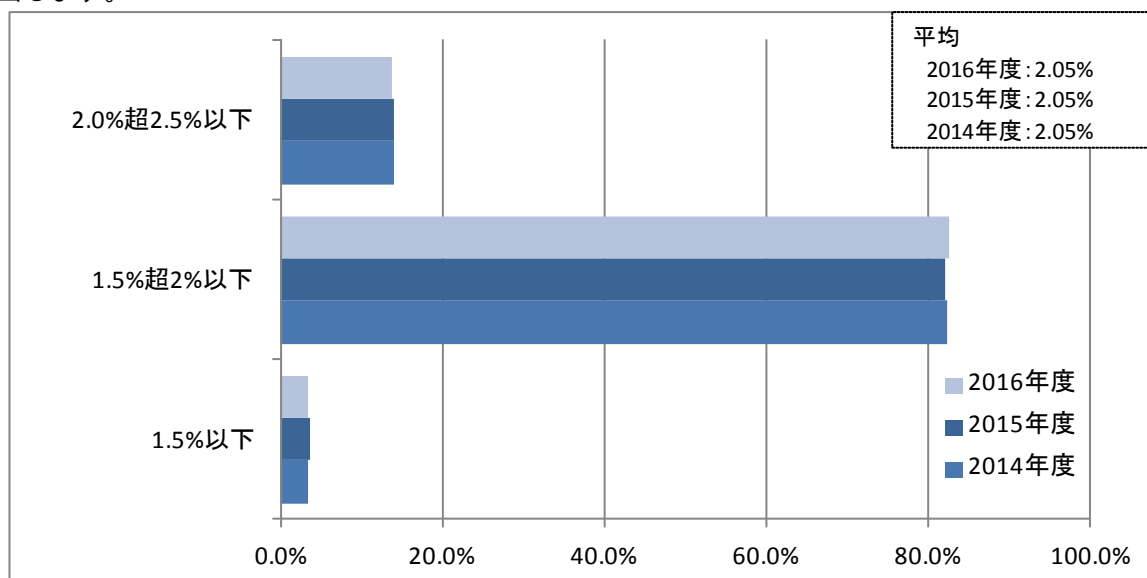


(図1-1 (本則基準)) 予定利率の分布図

○簡易基準

予定利率に大きな変化は見られず、2016年度の平均は2015年度と同じ2.05%でした。

当社でお引き受けしている簡易基準の制度設計では、給付額を算定する際に用いる再評価率を予定利率と連動させており、予定利率を引き下げると再評価率も引き下げることとなるため給付減額に該当します。



(図1-1 (簡易基準)) 予定利率の分布図

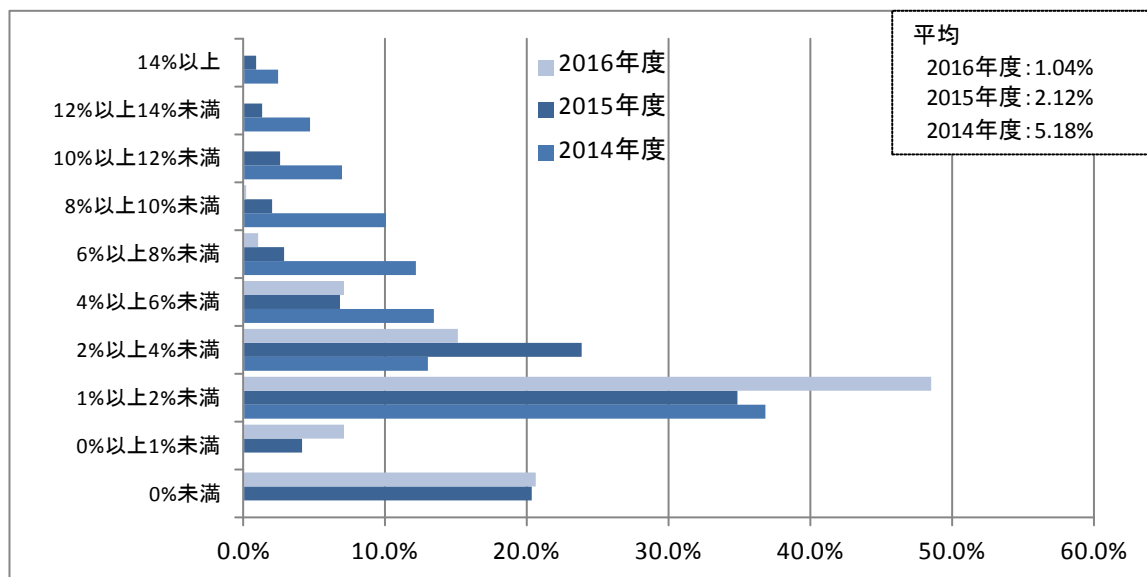
(2) 時価ベース利回り

時価ベース利回りの集計結果は以下のとおりとなりました。

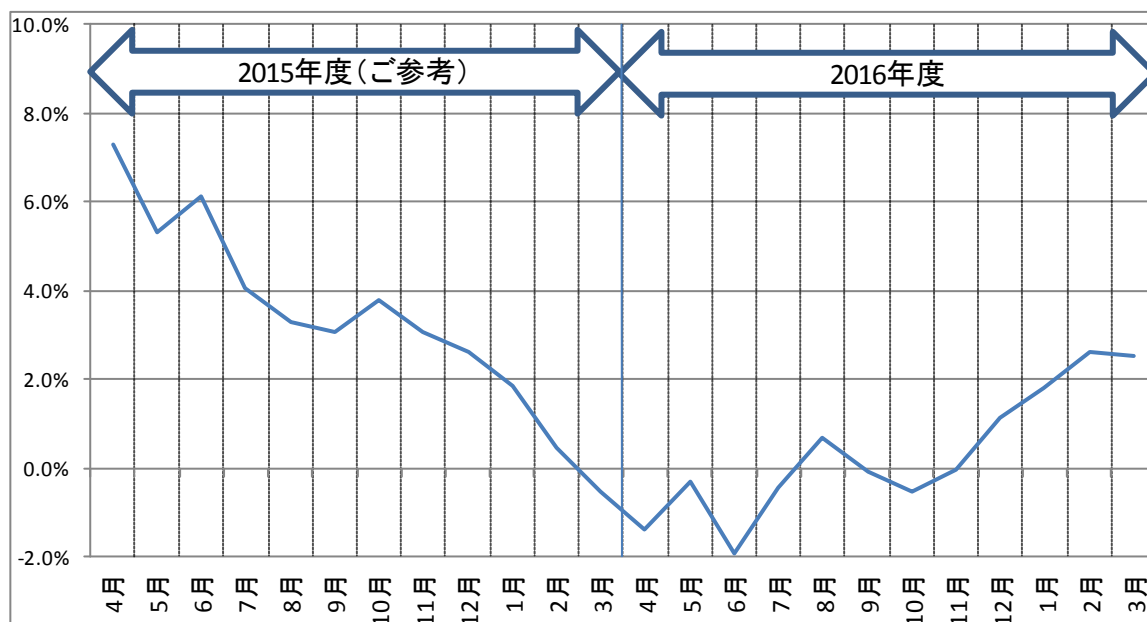
○本則基準

時価ベース利回りの平均は1.04%でした。2015年度から低下し、予定利率の平均(2.24%)を下回る結果となりました。ただし、決算月別の時価ベース利回りを見てみますと、下段グラフのとおりであり、2017年度2月末および2017年度3月末に終了する財政決算では、予定利率の平均(2.24%)を上回る結果となっています。

なお、時価ベース利回りがマイナスとなっている制度は全体の約21%となりました。



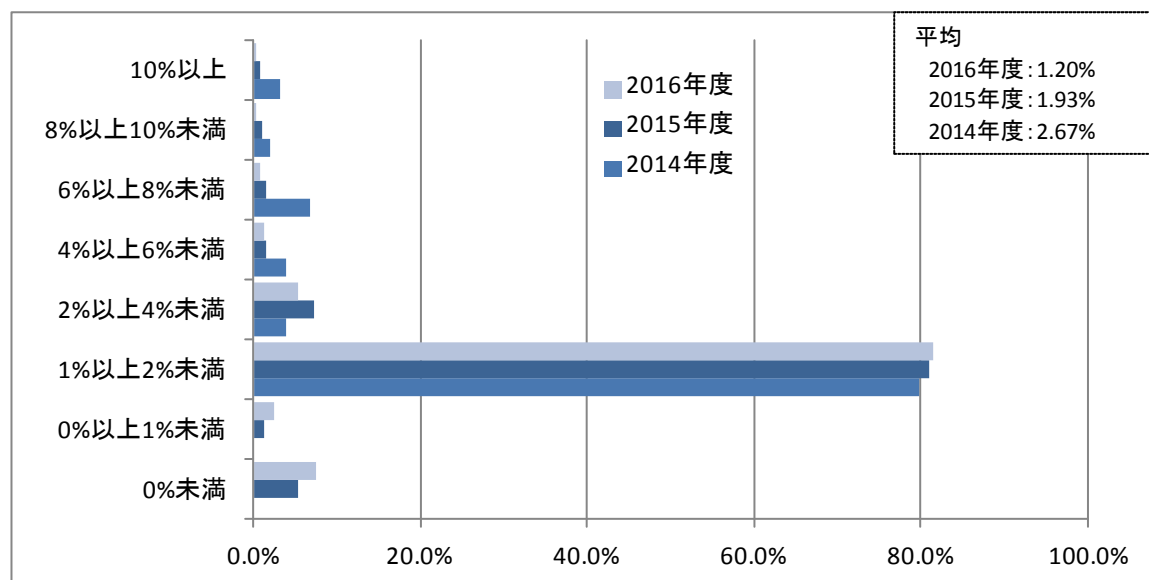
(図1-2 (本則基準)) 時価ベース利回りの分布図



【ご参考】本則基準における決算月別時価ベース利回りの平均

○簡易基準

時価ベース利回りの平均は1.20%でした。2015年度から低下したものの、引き続き全体の約8割が時価ベース利回り1%以上2%未満となっています。



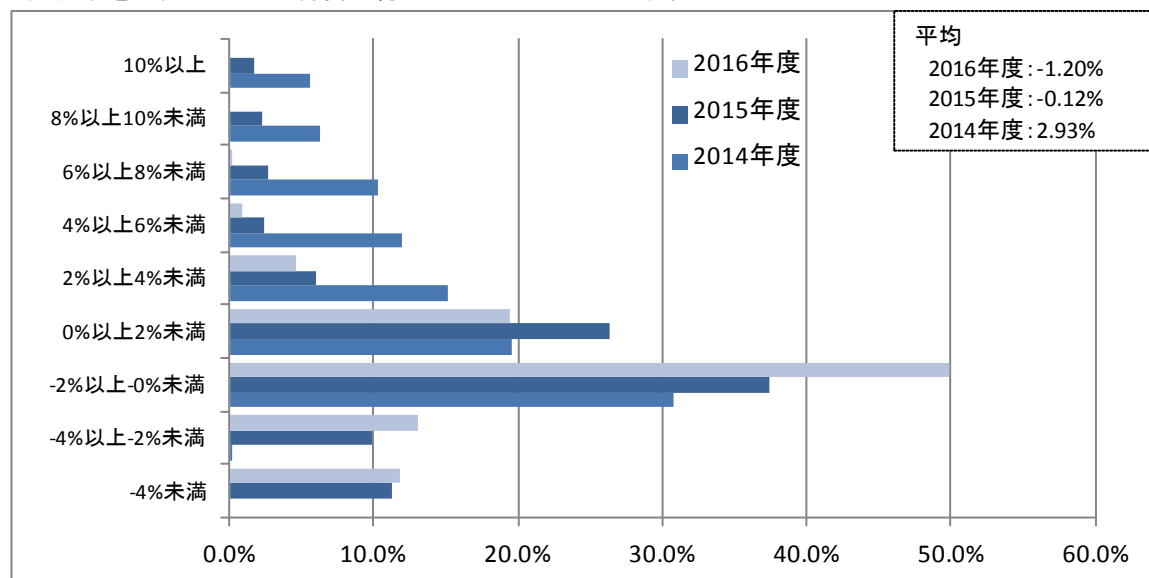
(図1-2 (簡易基準)) 時価ベース利回りの分布図

（３） 予定利率と時価ベース利回りの比較

運用利回りの実績と予定の差を確認するために、（時価ベース利回り）－（予定利率）（以下、「利回りの差」といいます。）の結果を集計しました。

○本則基準

利回りの差の平均は、２０１５年度から低下し－１．２０％となりました。時価ベース利回りが予定利率を下回っている制度は約７４％となっています。

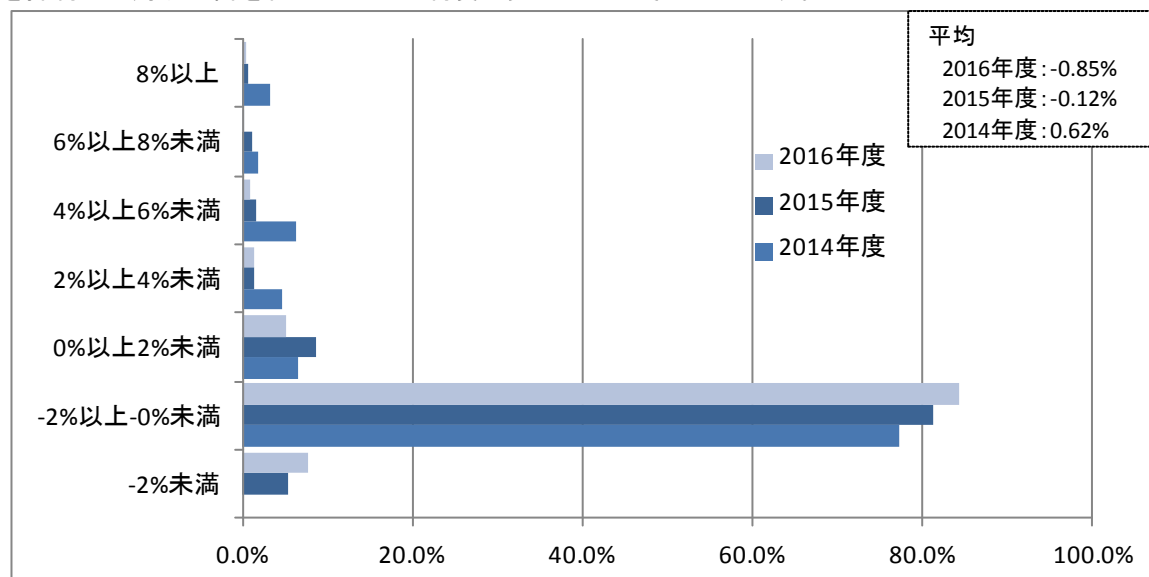


（図１－３（本則基準））利回りの差の分布図

○簡易基準

利回りの差の平均は、２０１５年度から低下し－０．８５％となりました。

簡易基準の場合、利回りの差は大部分が０％の周辺に集まっており、制度設計に合わせ運用リスクを抑制した財政運営を行なっている制度が多いものと考えられます。



（図１－３（簡易基準））利回りの差の分布図

2. 継続基準による検証

継続基準による検証とは、年金制度が継続する前提で、年金資産が予定どおりに積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。

- ・純資産額 $\geq$ 責任準備金 の場合、継続基準による検証結果に問題なし
- ・純資産額 $<$ 責任準備金 の場合、継続基準に抵触するため、積立不足に伴う財政再計算の要否の判定を実施

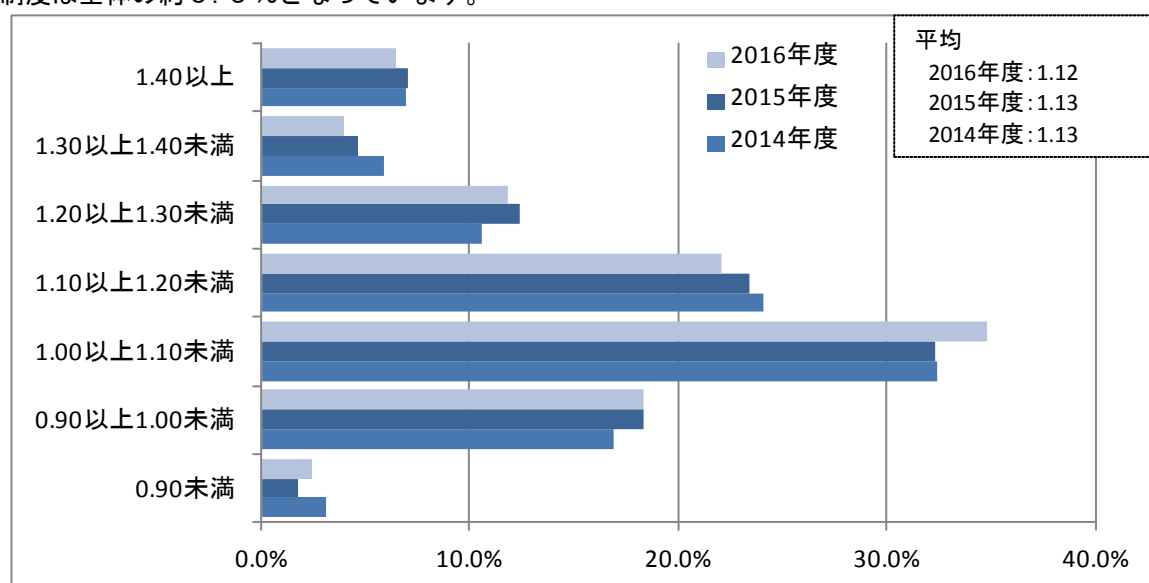
<財政再計算の要否>

- ・数理上資産額＋許容繰越不足金 $\geq$ 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算は不要
- ・数理上資産額＋許容繰越不足金 $<$ 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算が必要

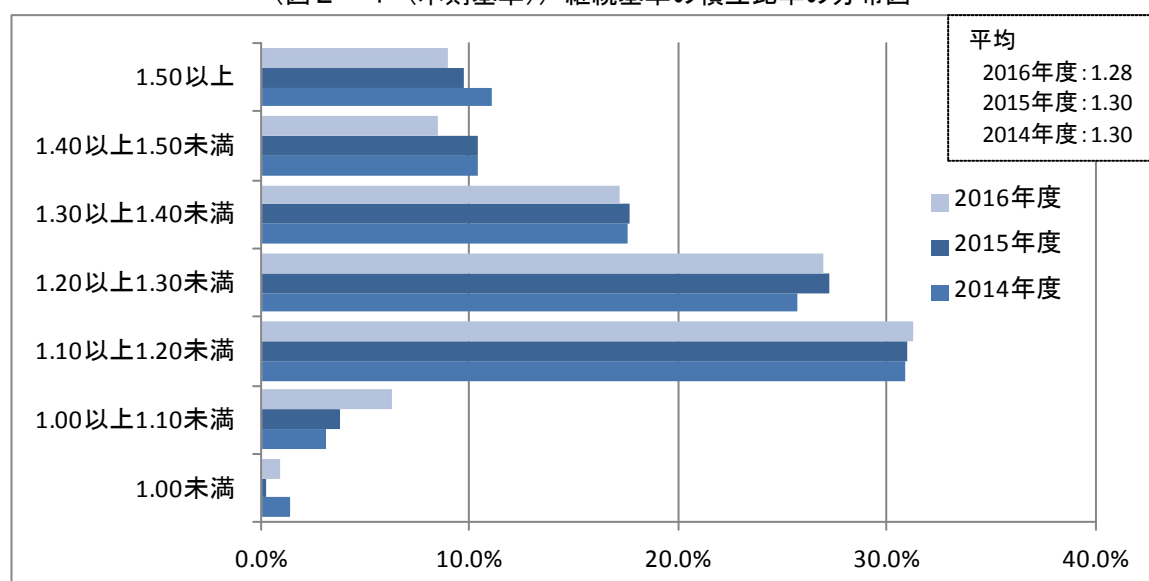
○本則基準

継続基準の積立比率（純資産額／責任準備金）の平均は、2015年度からやや低下し1.12となりました。

継続基準の積立比率が1.00未満となった制度が全体の約21%ありましたが、（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金は1.00以上となる制度が多く、結果として財政再計算を必要とする制度は全体の約0.9%となっています。



(図2-1 (本則基準)) 継続基準の積立比率の分布図

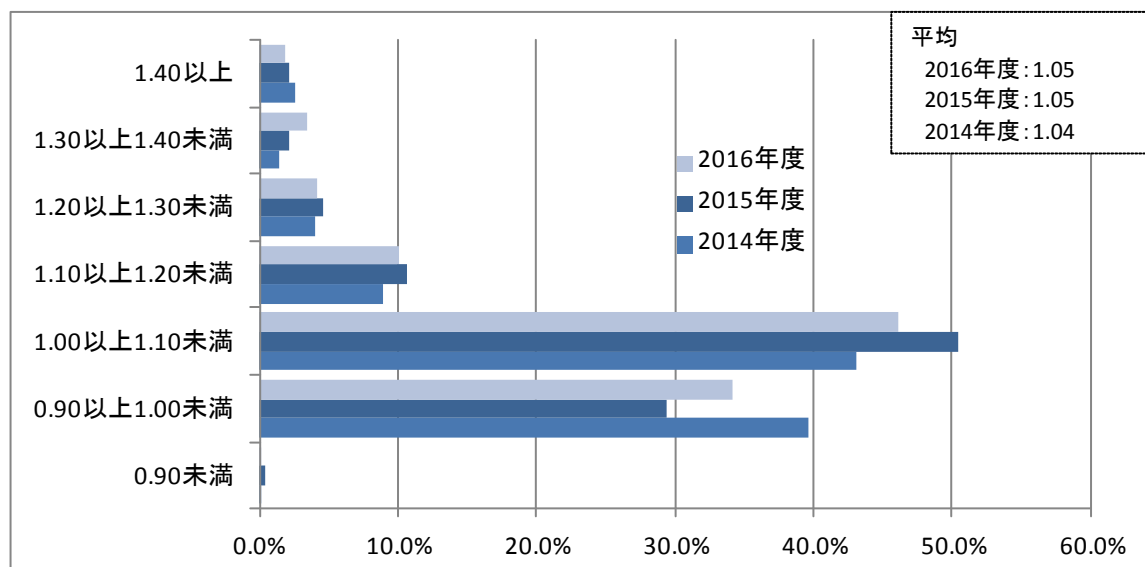


(図2-2 (本則基準)) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

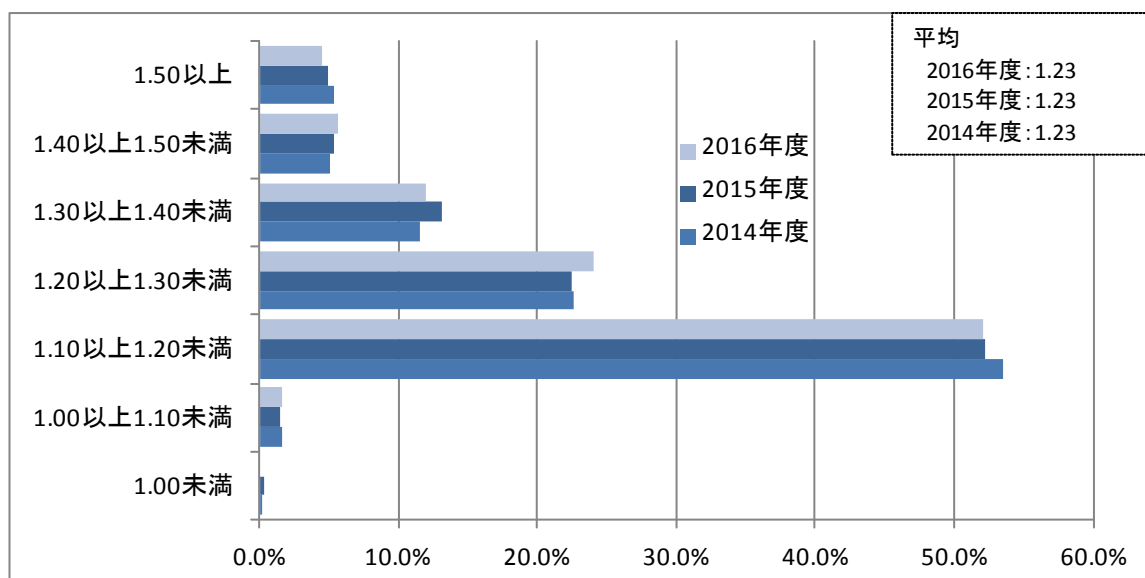
○簡易基準

継続基準の積立比率（純資産額／責任準備金）の平均は、2015年度から変化はなく1.05となりました。

継続基準の積立比率が1.00未満となった制度が全体の約34%ありましたが、いずれの制度も（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金は1.00以上となり、結果として財政再計算を必要とする制度はありませんでした。



（図2-1（簡易基準））継続基準の積立比率の分布図



（図2-2（簡易基準））（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金の分布図

3. 非継続基準による検証

非継続基準とは、仮にDB制度が解散・終了した場合に、加入者や受給権者に対して解散・終了時までの期間に見合う給付を行なえるだけの年金資産が積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。なお下表のとおり、2017年3月末から非継続基準の積立水準目標は本来の目標である1.00となりました。

以下の①、②のいずれかに該当する場合は、積立不足償却のための特例掛金拠出の検討は不要

- ① 純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 1.00
- ② 純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 0.90かつ、前3事業年度中2事業年度以上で
純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 各事業年度末の積立水準目標^(※1)

(※1) 積立水準目標は、各事業年度の末日に応じて以下のとおり

2013年 3月30日まで	2014年 3月30日まで	2015年 3月30日まで	2016年 3月30日まで	2017年 3月30日まで	2017年 3月31日から
0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00

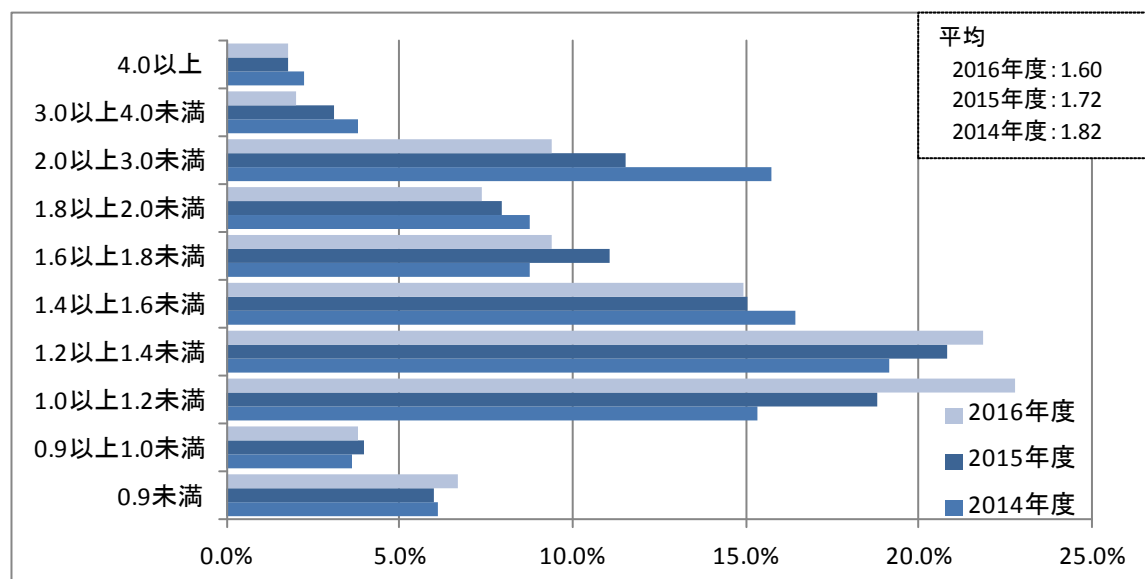
○本則基準

非継続基準の積立比率(純資産額/最低積立基準額)の平均は1.60で、2015年度の1.72から低下しました。この低下の主な要因として以下2点が考えられます。

- ①DB制度を施行する際に最低積立基準額の計算の元となる最低保全給付を段階的に認識する経過措置(適格退職年金からの移行に係る経過措置)を定めている制度が多く、当該経過措置により認識すべき額が大きくなっていること
- ②最低積立基準額を算定する際の予定利率(30年国債利回りの5年平均)が2015年度の1.90%から1.76%へ低下したこと

①の経過措置は2016年度で終了しますが、②の予定利率は昨今の国債利回りの低下に伴い、次年度以降も積立比率の引き下げ要因になると予想されます。すでに2017年度予定利率は1.46%となることが決定しており、現在の金利水準(2017年7月発行の30年国債応募者利回り:0.878%)が今後も続くことと仮定すると、2018年度には1.25%、2019年度には1.07%と徐々に現在の金利水準まで低下していきます。

なお、非継続基準に抵触した制度は全体の約7.6%にとどまりました。

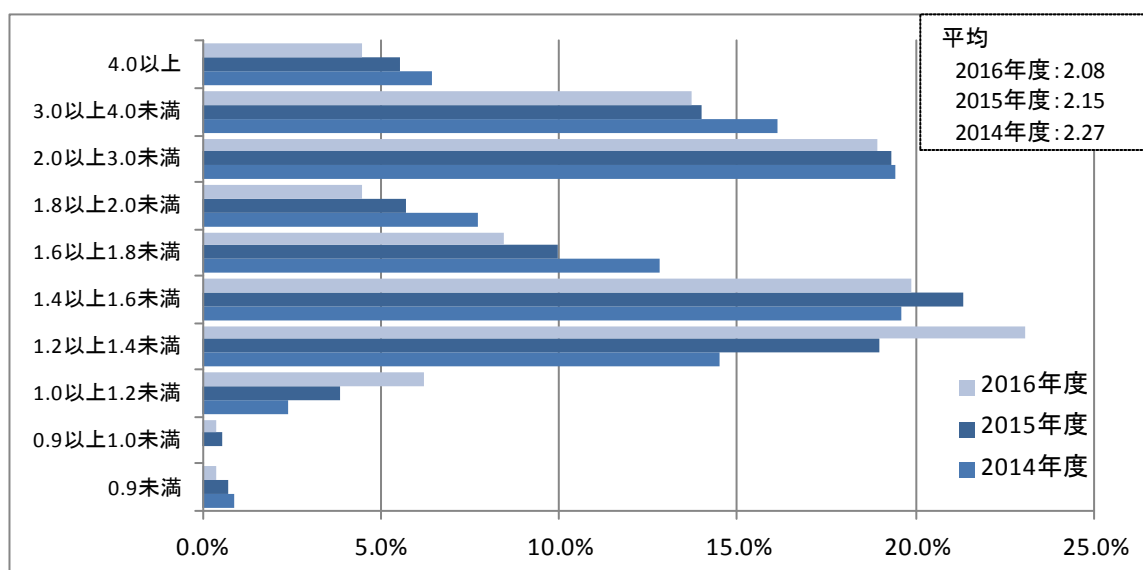


(図3-1 (本則基準)) 非継続基準の積立比率の分布図

○簡易基準

非継続基準の積立比率（純資産額／最低積立基準額）の平均は2.08で、2015年度の2.15から低下しました。これは、本則基準と同様の理由によるものと考えられます。

なお、非継続基準に抵触した制度は全体の約0.8%にとどまりました。



（図3－1（簡易基準））非継続基準の積立比率の分布図

以 上